

特定個人情報保護評価に関するヒアリング資料

三鷹市企画部地域情報化担当部長

後藤 省二

三鷹市では、昭和 62 年 12 月に制定された「三鷹市個人情報保護条例」により、個人情報の保護を図ってきた。特定個人情報保護評価に関連する規定としては、個人情報の保護に必要な措置を講じるなどの実施機関の責務(第 3 条)のほか、電子計算組織により処理される個人情報記録項目の設定・変更に関する審議会への報告(第 8 条)、外部の電子計算組織との回線結合により個人情報を処理する場合に関する審議会への諮問(第 12 条)、電子計算組織により個人情報を処理する事務を外部に委託する場合の審議会への諮問(第 27 条)などが、その骨格となっている。

これらの諮問や報告を審議会に行う際は、業務の概要、個人情報処理の流れ、おもな入出力帳票、記録項目の内容、回線結合の際の個人情報保護措置、委託先における個人情報保護措置と委託の条件などを一体的に説明しており、その内容は「情報保護評価書」とかなり類似している。

一方、個人情報記録項目の設定・変更に関しては、条例制定当初、事前の諮問としていたところ、法令の制定や改正等が制度実施の直近に行われる場合も多く、事前に審議会に諮問するための時間を確保することが困難となることから、事後の報告とすることと改めた経緯がある。

これらの状況から、以下の点について、所見を申し述べる。

1 個人情報ファイルについて

個人情報保護法等に先行して個人情報保護条例を制定した団体も多いことから、市区町村では、「個人情報ファイル」ではなく、業務毎の「記録項目」を規定し、これについての保護措置を定めている団体が多く、「個人情報ファイル」よりも業務を単位とする「記録項目」のほうが、適正管理が行いやすいと考える。

指針素案では、市区町村において特定個人情報保護評価を実施するにあたり、条例改正を行う必要はない、とされている(P15 脚注)が、法による特定個人情報保護評価と、条例による前述の保護措置を重ねて行う必要性は低いと考えられることから、「個人情報ファイル」のみならず、条例における概念規定等を整理する必要があると考える。その際、市区町村により、条例の規定内容が多様化している現状を考慮し、ネットワーク化が進む時代にふさわしい条例の標準形が提示されることを期待したい。

2 特定個人情報保護評価の実施時期について(P18)

法律に基づく事務を多様に行っている市区町村では、業務を実施する際に詳細が法施行直前まで決まらない場合が多い。例えば、「個人情報ファイル」の項目などは直前まで決定しないものがあり、これを評価書の記載項目とすると、事前に特定個人情報保護評価を実施することは困難であると考えられる。

また、実施時期を「原則として、システムの要件定義段階」としているが、要件定義が終わらないと、システム処理の内容、記録項目、出力帳表や画面定義等のシステムデザインが決まらないので、特定個人情報保護評価は難しい。一方、要件定義が終了した後で、特定個人情報保護評価を実施した結果、要件定義の変更に及ぶ意見等があった場合は、「手戻り」が発生する。

可能性の問題ではあるが、特定個人情報保護評価の結果、必要により、要件定義等の変更がありうることを前提とするとするほうが実態に合っているのではないか。

なお、最近はや件定義を概容に留め、システムの原型を作成してこれを検証し修正等を加えてシステムを完成させる、いわゆる「プロトタイピング」の手法も多く用いられていることについても留意すべきである。

3 意見聴取の方法をパブリックコメントとすることについて

三鷹市パブリックコメント手続条例では、パブリックコメントの対象を同条例が定める条例、規則、総合計画等の制定、改正等としている。また、三鷹市パブリックコメント手続条例では、パブリックコメントの期間を3週間以上と定めるとともに、政策等の趣旨、目的、概要その他の当該政策等の案を理解するために必要な情報及び資料を市長等が指定する場所での閲覧又は配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により提供することとしている。さらに、パブリックコメントの実施にあたっては、当該パブリックコメント手続の実施に関連する情報の提供として、速やかに市の広報紙に政策等の案の概要等を掲載することとしている。

このように、パブリックコメントの実施に際しては、相当の準備等を要することなどから、情報保護評価に関する市民の意見聴取の方法をパブリックコメントとすることは、手続き的に負担が大きく、また、パブリックコメント条例の改正も含めて対応を検討する必要が生じることから、慎重に取り扱われたい。

以上、3点に関して、特定個人情報保護評価と三鷹市の個人情報保護制度とを比較し、市区町村において課題となるべき事項を述べた。特定個人情報保護評価制度の目標とするところを市区町村も共有しつつ、現場において実効性ある制度の実現を期待したい。